# リカード課税転嫁説

# ---- スラッファ体系による再考察 ----

堂目卓生

# I. 序 論

課税問題に対するリカードの関心は、彼の主著『経済学および課税の原理』の題名が示すとおり、非常に高いものであったように思われる。実際、『原理』の中の課税に関する章の数は全体の3分の1を占めている。またリカードは、1819年11月12日のトラワ宛の手紙の中で、マルサスの『経済学原理』が課税問題を取り扱っていないことについて、次のように批判している。

「マルサスの著作はいま現に印刷にかかっているはずですが,彼が課税の問題を除外してそれにすこしも論及していないと知って残念に思います。経済学は,それの単純な原理がひとたび理解されたときには,またとなく有益です。そのわけはそれが政府を正しい課税の方策へみちびくからです。われわれは,農業や商業や製造業は政府側の干渉から放任されるときにもっとも繁栄するということを,すみやかに理解することができます。しかしながら,国家がその機能をはたす経費を支払うために貨幣を必要とすることは,国家に租税をおこなう義務を課し,したがって干渉が絶対に不可避となります。そこで経済学のもっとも完全な知識が必要になってくるのはここなのですが,問題のこの部分についてマルサスが彼の思想を公表しなかったことは大変遺憾に思わざるをえません。私はマルサスが彼の一巻の刊行後にただちにこの仕事に真剣にとりかかることをのぞみます」。

リカードが課税問題を重要なテーマとして論じたにもかかわらず,彼の課税論は,価値論や分配論,あるいは成長論とくらべて,専門的に再検討されることの少ない研究分野であるように思われる。その中で,リカードの課税論は,Shoup (1960),Eagly (1983) などによって,検討されたことがある。特にイーグリーは,さまざまな税が最終的には誰の負担になるかというリカードの課税転嫁説を,利潤率均等化原理を用いて体系的に整理しようと試みる。しかしながらイーグリーのモデルは,すべての商品が同一の構成率をもった投入財の集合によって生産されるという仮定を置いており,課税の価格への転嫁による産業部門間の波及効果について一般的な分析をおこなっていない。その結果,彼のモデルは,課税転嫁に関するリカードの言説の整合性と限界を,再生産論の視点から厳密に再検討するまでにはいたっていないといえる。

課税の転嫁が経済にどのような影響を与えるかを分析するにあたって, リカード自身は必ずしも再生産構造の問題を見落していたわけではない。たとえば原生産物に対する課税が他の生産価格におよぼす効果に関して, リカードは次のように認識していた。

「原生産物に対する租税の予想される効果は、原生産物、および原生産物がその構成要素となっているすべての商品の価格を引き上げることであろう。ただし、その程度は少しも租税に比例してはいない」。

「諸商品の価値は原料と労働との多種多様な組み合わせから成り立っていて幾つかの商品, たとえばすべての金属製品は, 地表から得られる原生産物の騰貴によって影響されないだろうから, 原生産物に対する租税によって諸商品の価格にもたらされる影響がきわめて多様であろうということは明らかである」。

ところが、このような視点は、それぞれの課税の経済効果を具体的につきつめていく段になると、闇の中に閉じ込められてしまう。たとえばリカードは、商品に対する租税はどのような税でも、課税対象となる商品の価格をちょうど租税額だけ引き上げると考える。そうでなければ、その商品の生産者は均等利潤率を維持できないからである。租税の価格への転嫁によって当該商品の相対

価格は上昇するが均等利潤率は以前の水準を保持する。しかし、もしもその商品が労働者の消費対象になるものであるならば、商品の価格騰貴にともなって労働者の貨幣賃金率は上昇しなくてはならない。このことは全産業の利潤率を引き下げるであろう。かくしてリカードは、労働者が消費する商品に対する租税は究極的には全産業の資本家によって負担させられると考えたのであった。そして労働者が消費しない商品、すなわち奢侈品に対する課税だけが均等利潤率を最終的にも低下させず、ゆえに資本家に負担をおわせることはないと考えたのである。

このような論法は、経済の再生産構造 — 小麦の生産には小麦と鉄の投入が必要であり、鉄の生産にも小麦と鉄が必要であるというような商品による商品の生産 — を考慮の外においたものであるといってもよい。もしも再生産構造を厳密に考慮するならば、ある商品に対する課税は、当該商品の価格に転嫁されるだけでなく、その商品を投入財として用いる産業の生産価格をも上昇させるであろう。この価格の上昇はさらに他の商品の価格に影響を与えるであろう。このような波及効果によって、最終的には新たな均等利潤率と相対価格体系が形成されるであろう。それらは、租税の価格への転嫁が貨幣賃金率を変化させることによってだけでなく、その経済がもつ産業構造を反映することによって得られるものである。

本稿は以上の立場から、スラッファによる自然価格の決定様式を課税転嫁説 に応用して再生産構造の問題に再び光をあてるとき、リカードの課税転嫁説が どのように補塡されうるかを分析する。

次節では、リカードの課税転嫁説を再生産構造を考慮に入れて分析するための諸前提と基本モデルが示される。それは、各種の税率を含んだ3部門 — 必需品部門、原生産物部門、奢侈品部門 — のスラッファ体系である。それ以後に続く諸節は、基本モデルにおいてパラメーターとしておかれた税率が変化するときに、均等利潤率や相対価格がどのように変化するかということを、比較静学の手法を用いて分析する。ただし、第IV節の〔3〕では、さまざまな種類の税が貨幣地代(ニューメレールで表示される地代で地主が実際に受け取る金

額)と穀物地代(原生産物価格でデフレートされた地代)に与える影響が追加 的に検討される。

以上の分析によって得られる諸結果のうち、あるものはリカードの結論と一致するが、他のものはそれと一致しないか、あるいは一致しているように見えてもそのインプリケーションが異なったものになるであろう。

## Ⅱ. 諸前提と基本モデル

リカードの課税転嫁をとりあつからにあたって、われわれは、必需品、原生産物、奢侈品の3種類の商品を考え、必需品をニューメレール商品として選ぶことにしよう。必需品および原生産物は、すべての商品の生産に投入財として用いられるが、奢侈品は投入財としては用いられないものとする。また奢侈品は労働者によって消費されない商品でもあるとする。税の種類としては、これらの商品の販売にさいして課せられる売上税と、利潤、賃金、地代に課せられる所得税を考える。

以上の前提のもとで、われわれは、スラッファによるリカードの自然価格および均等利潤率の決定様式を用いることによって、さまざまな税の価格への転嫁を含んだ価格体系を次のようにあらわすことができる。

$$1 = (1 + t_1) \left\{ 1 + \frac{r t_r}{(1 + r)(1 - t_r)} \right\} (1 + r) |a_{11} + a_{21} p_2 + (1 + t_w)(b_1 + b_2 p_2) L_1 \}$$
 (1)

$$p_2 = (1 + t_2) \left\{ 1 + \frac{r t_r}{(1 + r)(1 - t_r)} \right\} (1 + r) |a_{12} + a_{22} p_2 + (1 + t_w)(b_1 + b_2 p_2) L_2 |$$
 (2)

$$p_3 = (1 + t_3) \left\{ 1 + \frac{r t_r}{(1 + r)(1 - t_r)} \right\} (1 + r) |a_{13} + a_{23} p_2 + (1 + t_w)(b_1 + b_2 p_2) L_3 \}$$
 (3)

サブスクリプト 1 、 2 、 3 はそれぞれ必需品(=ューメレール商品),原生産物,奢侈品に関連するものである。 $p_2$  、 $p_3$  は原生産物および奢侈品の相対価格である。r は税引後の利潤率をあらわす。 $a_{ij}$  、 $L_i$  、は j 商品 1 単位を生

産するのに必要なi商品の投入量および労働投入量を示し、常に正の値をとるものとする。 $b_1$ ,  $b_2$ は一人の労働者が消費する必需品と原生産物の数量であり、やはり正値をとるものとする。 $b_1+b_2p_2$ は労働者ひとりあたりの貨幣賃金である。

 $t_1$ ,  $t_2$ ,  $t_3$  は, それぞれ必需品,原生産物,奢侈品の販売にさいして課せられる売上税の税率である。 $t_r$  は利潤所得に課せられる所得税の税率である。資本家が所得税を価格に転嫁して税引後の利潤を一定に保とうと企てる場合,彼は, $rt_r/(1+r)(1-t_r)$  の率だけ価格を上昇させるであろう。 $t_w$  は賃金所得に課せられる所得税の税率である。上式では,賃金所得税のすべてを資本家が負担して,そのすべてを価格に転嫁する場合が示されている。

よく知られているように、リカードは各産業の利潤率に格差が生じた場合、産業部門間で資本が移動し、それによって均等利潤率が達成されると考える。このような調整メカニズムは、課税によって産業間の利潤率が不均等になる場合にも働くと考えられる。たとえば、原生産物に課せられる税の増加によって原生産物部門の利潤が圧迫されるときについて、リカードは次のように述べている。

「かりに原生産物の価格が耕作者に租税を補償するほど騰貴しないならば彼は当然その利潤が利潤の一般水準以下に引き下げられた産業から立ち去るであろう。このことは供給の減少を引き起こし、ついには減退しない需要が原生産物の価格を騰貴させて、その耕作をどの産業への投資とも同等に有利なものとするようになるだろう」。

本稿では、リカードにならって、税率の変化が産業間の利潤率を一時的に撹乱したとしても、利潤率均等化原理によって新しい均等利潤率と新しい相対価格体系が常に実現するものと仮定する。

ところで、生産量の変化に対して、必需品の生産および奢侈品生産は収穫不変にしたがうのに対し、原生産物の生産は耕作地が希少であるために収穫逓減に直面しているものと仮定する。したがって差額地代は原生産物部門でだけ発生する。しかしながら、地代および地代に課せられる所得税は、(2)式で示さ

れる原生産物の価格方程式の中には現れてこない。なぜなら,リカード体系において地代は価格決定には何ら関与しないからである。(2)式の中の $a_{12}$ ,  $a_{22}$ ,  $L_2$  は最劣等地における投入係数を示す。より地味の優れた耕作地における投入係数はそれらよりも小さいはずであり,それによって生ずる貨幣収入の差額が貨幣地代になるのである。

原生産物の生産量が変化するとき、最劣等地における投入係数は原生産物生産の拡大とともに上昇し、縮小とともに低下するであろう。原生産物生産が直面する収穫逓減を連続的であると考えるならば、原生産物部門における生産量のいかなる微小な変化も投入係数を変えるであろう。反対に、収穫逓減が不連続にしか起こらないと考えるならば、生産量の変化が常に投入係数を変化させるとはかぎらないであろう。本稿では後者の場合が仮定される。そして、さまざまな税の税率が変化した場合に、利潤率均等化原理にしたがって資本と労働が産業間を移動して原生産物の生産量を変化させるとしても、その変化は、より地味の劣った耕作地を引き入れるほどの生産拡大であったり、あるいはより地味の優れた耕作地にまで退歩するほどの生産縮小であったりしないということが仮定される。この場合、投入係数は不変であり、同時に貨幣地代も最劣等地における生産性の変化というかたちで影響されることはないであろう。

いま,(1),(2),(3)式の左辺を右辺に移項し、それらをそれぞれ次のような F 関数であらわすことにする。すなわち、

$$F^{h}(p_{2}, r, p_{3}, ; t_{j}, t_{r}, t_{w}, a_{ij}, b_{i}, L_{j})=0$$

$$(h=1, 2, 3 i=1, 2 j=1, 2, 3)$$
(4)

 $F^h(h=1, 2, 3)$  はすべての内生変数と外生変数に関して連続的に偏微分可能であるとする。 $F^h$  に関連する内生変数ヤコビ行列式 |J| は非ゼロである。実際それは常に負の値をとる。したがってわれわれは,方程式 (1), (2), (3) を満たす  $p_2$ , r,  $p_3$  (それらを  $p_2^*$ ,  $r^*$ ,  $p_3^*$  とする)を次のような連続的に偏微分可能な陰関数によって示すことができる。

$$p_2^* = f^1(t_j, t_r, t_w, a_{ij}, b_i, L_j)$$
 (5)

$$r^* = f^2(t_i, t_r, t_w, a_{ij}, b_i, L_j)$$
 (6)

$$p_3^* = f^3(t_j, t_r, t_w, a_{ij}, b_i, L_j)$$

$$(i=1, 2, j=1, 2, 3)$$
(7)

以上の手続きによって得られたモデルを基礎として、以下の節では、た。た。  $t_r$ ,  $t_w$ の変化が  $p_2^*$ ,  $r^*$ ,  $p_3^*$  にどのような影響を与えるかを比較静学の手法 を用いて分析することにしよう。

## Ⅲ. 商品の販売に課せられる税の転嫁

## 「Ⅲ─1〕原生産物に対する課税

リカードは原生産物に対する課税は、(i)原生産物価格を租税と同額だけ引 き上げ、(ii) 賃金の上昇によって利潤率を低下させると考える。われわれのモ デルによると、原生産物に対する税の税率 t2の上昇は各種の内生変数の均衡 値に次のような影響を与える。

$$dp_2^*/dt_2 > 0 \tag{8}$$

$$dr^*/dt_2 < 0 \tag{9}$$

$$\frac{a_{23} + (1 + t_w)b_2L_3}{a_{13} + a_{23}p_2 + (1 + t_w)(b_1 + b_2p_2)L_3} \ge \frac{a_{21} + (1 + t_w)b_2L_1}{a_{11} + a_{21}p_2 + (1 + t_w)(b_1 + b_2p_2)L_1}$$

$$\Rightarrow d p_3^* / d t_2 \ge 0 \tag{10}$$

原生産物税の増加は(8)で示されるように、原生産物の相対価格を上昇させ る。しかしながら原生産物価格の増加額はリカードが考えるように、原生産物 単位あたりの増税額に一致するとはかぎらない。原生産物価格の増加額に関し てリカードは次式で示されるようなことを考えているといえるだろう。

$$d p_2^* = d t_2 \cdot p_2^* / (1 + t_2) \tag{11}$$

これに対して、われわれのモデルは次のような結果を示す。

$$\frac{a_{22} + (1 + t_w)b_2L_2}{a_{12} + a_{22}p_2 + (1 + t_w)(b_1 + b_2p_2)L_2} \ge \frac{a_{21} + (1 + t_w)b_2L_1}{a_{11} + a_{21}p_2 + (1 + t_w)(b_1 + b_2p_2)L_1}$$

#### $\Rightarrow d p_2^* \geqslant d t_2 \cdot p_2^* / (1 + t_2)$

(12)

(2) は、生産費全体に占める原生産物の投入量(労働者の消費も含む)の割合が、ニューメレール商品部門におけるよりも原生産物部門において大きいときに原生産物価格は最終的には原生産物単位あたりの増税額を上まわることを示す。この結果が暗示するところは、原生産物生産のほうがニューメレール商品(必需品)の生産よりも大きな割合の原生産物投入を必要とする場合、増税分の価格転嫁による原生産物価格の上昇が、ニューメレール商品の生産費よりも原生産物の生産費を大きく引き上げるため、原生産物の相対価格が、最終的には増税額を超えて上昇するということである。同じ原理によって、ニューメレール商品の生産のほうが原生産物の生産よりも大きな割合の原生産物を必要とする場合、原生産物価格は増税額ほどには上昇しない。

リカードの結論とわれわれの結果が異なる理由は明白である。リカードは原生産物に対する課税がなされたとき,原生産物の生産者は均等利潤率を維持するために増税分だけ価格に転嫁し,一方,均等利潤率も賃金率が上昇するまでは不変に保たれると考えたのである。しかしながら,原生産物の生産には原生産物の投入が必要であること,さらに原生産物価格の上昇は他産業の生産費を上昇させそれらの生産価格を変化させること,これによって原生産物の生産費もまた変化すること,などを考慮にいれるならば,原生産物価格の最終的な増加額は,リカードの考えるものよりも複雑なものとなるのである。それにもかかわらず,リカードの結論がまったく阻害されない特殊なケースが存在する。それは,総生産費に占める原生産物の投入量が原生産物部門とニューメレール商品部門とで等しい場合である。

原生産物税の増税によって、奢侈品の価格は、上昇することもあれば低下することもある。それは(10)で示されるように、ニューメレール商品部門の費用構造と奢侈品の費用構造に依存する。(10)の結果が暗示するところは(12)の場合と非常によく似ている。すなわち、奢侈品の生産のほうがニューメレール商品の生産よりも大きな割合の原生産物投入を必要とするか、小さな割合しか必要

としないのかによって、原生産物価格の騰貴が両部門の費用増加に与える程度 が異なり、奢侈品価格もそれに応じて上昇あるいは下落するのである。そして、 総費用に占める原生産物の投入費用が両部門で等しいとき、奢侈品価格は原生 産物税の増税によってまったく影響を受けないといえる。

原生産物税の税率の上昇が経済に与える影響は、次のようにまとめることができるであろう。(i)原生産物価格を上昇させるが、それが原生産物単位あたりの増税額に一致するか否かは、原生産物部門とニューメレール商品部門の費用構造に依存する。(ii)均等利潤率を引き下げる。(ii)奢侈品価格は奢侈品部門とニューメレール商品部門における原生産物の投入割合の大小に応じて上昇することもあれば低下することもある。したがって地主の奢侈品に対する実質購買力もそれに依存する。(iv)労働者の貨幣賃金は上昇するが、彼らの実質購買力は変化しない。

## 〔11-2〕奢侈品に対する課税

リカードは,奢侈品は労働者によって購入されることはないため,奢侈品に対する課税は,その価格を引き上げる以外には何の効果も生まず,それは,もっぱら奢侈品の消費者の負担になると考える。奢侈品に対する課税の税率  $t_3$ の増加が内生変数の均衡値に与える影響に関して,われわれのモデルは次のような結果を示す。

$$dp_2^*/dt_3 = 0 \tag{13}$$

$$dr^*/dt_3=0 (14)$$

$$dp_3^*/dt_3 = p_3^*/(1+t_3) > 0 (15)$$

上の結果から明らかなように、奢侈品税の税率  $t_1$  の増加は、原生産物価格 と均等利潤率には何の変化ももたらさず、ただ自己の価格  $p_1^*$  を商品単位あたりの増税額だけ上昇させるにすぎない。この結果はリカードの結論と完全に一致する。再生産構造を考慮に入れたわれわれのモデルにおいて、リカードと同じ結果が得られるのは、奢侈品が投入財としても労働者の消費財としても使用

(18)

されないと仮定したために、奢侈品価格  $p_*^*$  が他の内生変数を決定するのに何の役割も果たさないという構造ができていたからである。

このように仮定された奢侈品に関する課税は、リカードがいうように、その最大の消費者である地主が負担することになるであろう。

## Ⅳ. 所得に対する課税の転嫁

#### 「W-1〕利潤所得に対する課税

 $d p_3^* / d t_r = 0$ 

リカードは経済全体の利潤所得に対する課税は、それが、それぞれの商品価格に転嫁されるにもかかわらず、相対価格体系に全く影響を与えず、また地主の実質購売力をも変化させないと考える。リカードは利潤所得税の最終的な負担者は資本家自身であると見る。

われわれのモデルにおいても,リカードのこの結論はそのまま保持される。 すなわち,利潤所得税率  $t_r$  が増加しても,次に示されるとおり,原生産物価格  $p_s^*$  ,奢侈品価格  $p_s^*$  はまったく変化せず,利潤率 r だけが低下する。

$$dp_{2}^{*}/dt_{r}=0$$
 (16)  
 $dr^{*}/dt_{r}<0$  (17)

一方,特定産業の利潤所得だけに課せられる所得税は,地代所得に与える影響を除いて,その産業の生産物に対する課税と同じ効果をもつとリカードは考える。われわれのモデルにおいては,そのような特定産業の利潤所得税の増加は, $t_1$ ,  $t_2$ ,  $t_3$  の増加と同一視することができる。これらのパラメータの変化が相対価格体系や均等利潤率に与える効果については,前節において見たとおりである。

#### 〔Ⅳ-2〕賃金所得に対する課税

リカードは、マルサスの人口法則にのっとって、賃金所得に対する租税は労働者自身によって負担されることはないと考える。なぜならば、最低生存費に等しい賃金で就業している労働者の所得に課税したとしても、労働人口が減退して、その結果、労働の価格が上昇するからである。賃金と利潤の相反関係から、賃金率の上昇は利潤率の低下を意味する。したがって賃金所得税は、結局のところ利潤から支払われるのである。このような理由から、リカードは賃金所得に対する課税は、究極的には利潤所得に対する課税と区別することができないと考える。またリカードは、労働者が消費する商品に課せられる税と賃金所得税は利潤を減少させる点では同じであるが、「前者はかならず必需品価格の上昇をともなうが、後者はともなわないだろう」と考える。

はたして、賃金所得に対する課税は、利潤所得に対する課税と同じように、 経済の相対価格体系を不変に保つのであろうか。われわれのモデルは、賃金所 得税 tw の増加に対して各内生変数が次のように反応することを示す。

$$\frac{a_{12} + a_{22}p_2}{L_2} \lessapprox \frac{a_{11} + a_{21}p_2}{L_1} \Rightarrow dp_2^* / dt_w \lessapprox 0 \tag{19}$$

$$dr^*/dt_w < 0 (20)$$

$$\frac{a_{13} + a_{23}p_2}{L_3} \ge \frac{a_{12} + a_{22}p_2}{L_2} \ge \frac{a_{11} + a_{21}p_2}{L_1} \Rightarrow dp_3^* / dt_w \le 0$$

$$\frac{a_{13} + a_{23}p_2}{L_3} \le \frac{a_{12} + a_{22}p_2}{L_2} \le \frac{a_{11} + a_{21}p_2}{L_1} \Rightarrow dp_3^* / dt_w \ge 0$$
(21)

上の結果から,② で示されるように,賃金所得税率  $t_w$ の増加が均等利潤率  $r^*$ を低下させるということは明らかである。(19) は,生産手段と労働の比率 (資本集約度)がニューメレール商品部門においてよりも原生産物部門において大きいときに,賃金所得税率の上昇によって原生産物価格  $p_z^*$ が下落することを示す。このことは,そのような場合,労働費用の増加による総費用の増加率がニューメレール商品の生産よりも原生産物の生産において小さくなるため,原生産物の相対価格が下落することを意味する。逆に,原生産物生産のほうが

ニューメレール商品の生産よりも、相対的により大きな割合の労働投入を必要とする場合には、賃金所得税率の増加によって原生産物の相対価格は上昇し、 その割合が両部門で等しければ、原生産物価格は変化しない。

(21) は賃金所得税率  $t_w$ の上昇に対して奢侈品価格  $p_s^*$  がどのように反応するかを示す。それは奢侈品部門の資本集約度が全部門の中で最も高い(低い)ときには,賃金所得税の増税によって奢侈品価格は低下(上昇)することを示している。そして資本集約度が全産業で同一である場合には,奢侈品価格は不変である。(22) の条件のいずれも満たさないような場合には,奢侈品価格が賃金所得税率の上昇によってどのように変化するかについて明確なことを述べることはできない。

以上の結果から、相対価格体系を不変に保つような — 利潤所得に対する課税と質的に同じ経済効果しかもたらさないような — 賃金所得に対する課税が 実現するための十分条件は次のとおりである。

$$\frac{a_{11} + a_{21}p_2}{L_1} = \frac{a_{12} + a_{22}p_2}{L_2} = \frac{a_{13} + a_{23}p_2}{L_3}$$
 (22)

この条件は、賃金と利潤の分配のいかなる変化によっても影響されないような相対価格体系を得るためにリカードが考案した特殊ケース、すなわち、すべての部門で資本集約度が一様であるようなケースである。リカードの賃金所得税に関する言説は、このような世界の中で有効であるといえる。

## 「Ⅳ─3〕地代所得に対する課税

リカードは差額地代説の立場に立って、地代に対する比例的な所得税が完全に地主の負担になると考えた。地主は彼の所得税を地代の引き上げによって資本家に負担させることはできない。なぜなら、最劣等地で生産する資本家がその地主に地代を支払っていないかぎり、優等地の地主たちは、自分の土地で生産している資本家に最劣等地との生産性の格差以上のものを要求することはできないからである。

リカードは耕作地に対して賦課される地租も、それが地代に比例するもので

あるならば、事実上地代所得に対する課税と同じであると考える。しかしながら、もしもそれが最劣等地にも課せられるような税であるならば、それは「生産物に対する租税となり、生産物の価格を引き上げる」と論じる。そして、もしも地租が土地の生産性に比例するものであれば、それは十分の一税と同じ性質をもち、土地の品質にかかわりなく単位面積あたりの固定した租税であるならば、それは原生産物生産者だけに課せられる利潤所得税と同じことであると考えた。

リカードはさらにすすんで、土地生産性に比例する地租、十分の一税、そして生産量に比例して課せられる原生産物税の導入は貨幣地代を不変のままにしておくが穀物地代を減少させ、反対に、固定的な地租および原生産物生産者に対する利潤所得税の導入は貨幣地代を増加させるが穀物地代は変化させないと考える。

いま, $Q_i(i=1, 2, \dots, k)$ を,等級 i の土地 1 単位において,一定量の資本および労働によって生産される原生産物の生産量であるとしよう。 $Q_k$  は最劣等地における生産量であり, $Q_j > Q_{j+1}(j=1, 2, \dots, k-1)$  であるとする。課税前の原生産物価格を  $p_i^*$  とするならば,等級 i の土地における単位面積あたりの貨幣地代は、

$$p_2^*(Q_i - Q_k) \tag{23}$$

となる。そして、貨幣地代を原生産物価格でデフレートすることによって得られる穀物地代は、次のように示される。

$$Q_i - Q_k \tag{24}$$

前節〔Ⅲ—1〕で得られた結果を利用して、原生産物にかかわるさまざまな 形態の課税が導入された場合に、⑵、⑷ で示される貨幣地代や穀物地代がど のように変化するか整理してみよう。

まず、原生産物税、または土地生産性に比例す地租について検討しよう。いま、リカードが仮定するように、原生産物 1 単位につき一定額の租税  $\Delta t_z \cdot p_z^*$  が徴収されることになったとしよう。原生産物に対する課税は、前

節でみたように原生産物価格  $p_i^*$ を上昇させる。原生産物価格の上昇分を  $\Delta p_i^*$  とすると,等級 i の土地における単位面積あたりの税引前売上額,税引後売上額,貨幣地代,そして穀物地代は,課税後には次のようになるであろう。

税引前売上額:
$$(p_2^* + \Delta p_2^*)Q_i$$
 (25)

税引後売上額:
$$(p_2^* + \Delta p_2^*)Q_i - \Delta t_2 \cdot p_2^*Q_i$$
 (26)

貨幣地代: 
$$|p_2^* + \Delta p_2^* - \Delta t_2 \cdot p_2^*|(Q_i - Q_k)$$
 (27)

穀物地代: 
$$\frac{|p_2^* + \Delta p_2^* - \Delta t_2 \cdot p_2^*| (Q_i - Q_k)}{p_2^* + \Delta p_2^*}$$
 (28)

これらの結果から、われわれはリカードとともに、原生産物税や土地生産性に比例する地租の導入が貨幣地代を不変に保つと断言することができるであろうか。課税の導入によっても ② で示される貨幣地代が以前の金額と同じであるためには、

$$\Delta p_2^* = \Delta t_2 \cdot p_2^* \tag{29}$$

が成り立たなくてはならない。(29) 式は、リカードが原生産物税を論じるときに常に置いていた仮定(1) の特殊ケースにほかならない。しかしながら再生産構造を通じての相対価格の変化を考慮に入れる場合、(29) 式が成立するか否かは、前節の(12) で示される条件に依存するのである。

一方,課税後の穀物地代をあらわす  $(Q_i - Q_k)$  よりも小さいことは明らかである。このことから原生産物税や土地生産性に比例する地租の導入は,たとえそれによる原生産物価格の増加が (29) 式を満たすようなものでなくても,穀物地代を減少させることにかわりはない。

次に,原生産物生産者だけに課せられる利潤所得税,あるいは土地の等級にかかわりなく課せられる固定的な地租の増税が,リカードのいうように貨幣地代を増加させ,穀物地代を不変に保つかどうか検討してみよう。いま,原生産物生産者に対して,土地生産性にかかわりなく単位面積あたり  $p_*^*q$  だけ徴収されることになったとしよう。q はその徴収額に匹敵する原生産物の数量である。このとき,税率は, $\Delta t_2 = q/Q_*$  となるであろう。その結果,原生産物価格が  $p_*^*$  から  $p_*^* + \Delta p_2$  に上昇したとしよう。等級 i の土地における単位面積

あたりの税引前売上額,税引後売上額,貨幣地代,穀物地代は課税後には次の 26) ようになる。

税引前売上額: $(p_2^* + \Delta p_2^*)Q_i$  (30) 税引後売上額: $(p_2^* + \Delta p_2^*)Q_i - p_2^*q$  (31) 貨幣地代: $(p_2^* + \Delta p_2^*)(Q_i - Q_k)$  (32) 穀物地代: $(Q_i - Q_k)$  (33)

これらの結果は、原生産物生産者の利潤所得税や定額の地租が貨幣地代を増加させ穀物地代を変化させないというリカードの結論と、おおよそ一致するものであるといえる。ただし、われわれのモデルから得られる結果は (29) 式を満たすとはかぎらないので、リカードが考えるように、貨幣地代の増加額が課税額にみあっただけ増加するわけではない。それにもかかわらず、(33) で示されるとおり、穀物地代が不変であるというリカードの主張は全面的に支持されうるものである。

いまやわれわれは、原生産物にかかわる課税が地主の所得にどのように影響するかを整理することができる。租税が土地生産性に比例する地租、あるいは生産量に比例して課せられる原生産物税であるときには、(i)貨幣地代が不変であるか否かは、再生産構造が(i)の条件における等式を成り立たせるようなものであるか否かに依存する、(ii)穀物地代はどのような場合でも減少する。一方、それが原生産物生産者の利潤所得だけに課せられる所得税、または単位土地面積に関して定額の地租であるときには、(i)貨幣地代は増加するが、(ii)穀物地代は常に不変である。

このような結果から、地主は彼の借地人の利潤が課税されることを明確な利益とするという、リカードが「奇妙な事情」とよんだ状況が発生する。それだけでなく、条件(12)より、地主は、彼の部門においてのほうがニューメレール部門においてよりも大きな割合の原生産物の投入を必要とすることを、明確な利益とするという、もうひとつの「奇妙な事情」を、われわれはつけ加えることができるであろう。

#### V. 結 論

以上の分析によって、再生産構造を考慮に入れたわれわれのリカード・モデルによる各種の課税の究極的な結果の多くは、リカードの結論と一致することがわかった。けれども、(i)原生産物税の増税が原生産物価格を増税額に等しいだけ上昇させるか否か、(ii)それが奢侈品価格を不変にしておくか否か、(iii)賃金所得税の増税が相対価格体系を変化させないか否か、などについては、リカードの言説が常にあてはまるわけではないことがわかった。これらの問題のすべてに関して、われわれのモデルによる結果とリカードの結論が常に一致するための十分条件は、(i0)、(i2)、(2)より次のように示される。

$$\frac{a_{11}}{L_1} = \frac{a_{12}}{L_2} = \frac{a_{13}}{L_3} \quad \text{fig. } \frac{a_{21}}{L_1} = \frac{a_{22}}{L_2} = \frac{a_{23}}{L_3} \tag{34}$$

この条件は非常に厳しいものである。それは、全産業の資本集約度が均等であることを要求するだけではない。この条件が意味するところは、一人の労働者はどの部門に就業しても常に同じ種類の投入財を同じ量だけ使用して生産に従事するということである。

しかしながら、たとえ条件 (3) が満たされないとしても、課税転嫁に関するリカードの主要な結論 — 奢侈品と地代所得に対する課税を除いて、あらゆる課税は最終的に利潤を減少させるという結論 — は、われわれのモデルによっても少しも損なわれることはない。結局リカードは、課税に対する否定的な立場から『原理』の多くの章を課税問題のために費し、さらにそのほとんどを転嫁問題にあてたように思われる。リカードは、『原理』第8章「租税について」の中で、課税全般に関する自己の考えを次のように表明している。

「最近20年間のイギリスの政府の膨大な支出にもかかわらず、人民の側の 生産の増加がそれを十分に補償したことは、ほとんど疑いえない。…だが、 それにもかかわらず、課税がなかったなら、この資本増加がはるかに大き かったであろう、ということは確かである。蓄積力を減少させる傾向をもたない租税はない。すべての租税負担は、資本か収入のどちらかにかかるにちがいない。租税が資本を蚕食すれば、その程度に比例して、租税は、その大きさによってその国の生産的勤労の大きさが常に左右されるはずの基金を、減少させるにちがいない。またその負担が収入にかかれば、それは蓄積を減少させるか、あるいは納税者に、生活の必需品と奢侈品の以前の消費を租税額に応じて減少させることによって、その租税額を節約することを余儀なくさせるにちがいない。ある種の租税は、こうした結果を他の租税よりもはるかに大きな程度で生み出すだろう。だが、課税の大きな弊害は、その課税対象の選択の仕方よりも、むしろ、全体として見た課税の結果の総計のうちに見出されるべきである。

本稿は、これまで置き去りにされてきた観があるリカードの課税論を、多部門分析の視点から再検討したのである。

- 1) Sraffa ed. (1951-1973), Vol. VIII, pp. 132-133.
- 2) Shoup (1960)は、『原理』だけでなく、書簡、パンフレット、演説集などにおける、課税についてのリカードの言説を網羅している唯一の包括的な研究書である。彼は、リカードの課税論が、その後の歴史においてだけではなく、リカードの存命中においてさえも専門的に再検討されたとはいえないことを指摘する。 *Ibid.*, pp. 17-24 を見よ。
- 3) Ricardo (1817), p. 169. なお引用頁は, Sraffa ed. (1969–1978), Vol. I, からのものである。
- 4) Ibid., p. 171.
- 5) *Ibid.*, pp. 243-244.
- 6) リカード自身は、商品の生産には用いられない奢侈品(代表的には金)をニューメレール商品として選んでいたといってよい。また、Eagly (1983) は、原生産物をニューメレール商品とする。しかしながら、もしも奢侈品価格をニューメレールとするならば、(3) 式は、もはや必需品価格や原生産物価格あるいは均等利潤率の決定に無関係ではなくなる。その結果、奢侈品に対する課税が他の商品の価格に影響しないというリカードの結論を簡潔に証明することが困難になるであろう。また、もしも原生産物価格をニューメレールにとるならば、原生産物にかかわる課税が貨幣地代と穀物地代に与える影響の違いを述べることができなく

なる。本稿のモデルが必需品価格をニューメレールにとるのはこれらの理由によるものである。

7) 資本家が均等利潤率 r を維持するために引き上げる価格の上昇率を g とするならば、g はあらゆる利潤率 r と利潤所得税率  $t_r$  の組み合わせについて次式を満たさなくてはならないであろう。

 $\{(1+g)(1+r)-1\}(1-t_r)=r$ 

左辺の中括弧は、価格の引き上げによって得られる税引前の利潤率を表わす。したがって、上式は、これに 1-t、を乗じて得られる税引後の利潤率が資本家の所望利潤率 r に等しくならなくてはならないことを示す。上式を解くことによって、 $g=rt_r/|(1+r)(1-t_r)|$  を得ることができる。

- 8) Ricardo (1817), p. 156.
- 9) 資本の部門間移動によっても利潤率が均等化するとはかぎらないという反証を おこなった研究としては、Kuroki (1985) などがある。
- 10) ネオ・リカーディアンの地代論については、たとえば高増(1983)を見よ。
- 11) Ricardo (1817), p. 160.
- 12)  $p_2^*/(1+t_2)$  は、税金を控除した残りの金額である。リカードの議論は、既存の税の増加というよりも税の新規導入という形で進められる。そのような場合、われわれは (1) や (12) において  $t_2$ =0 とおくことができる。
- 13) なお、必需品に対する課税の税率  $t_1$  の上昇は、(i) 原生産物価格を低下させる、(ii) 均等利潤率を引き下げる、(iii) 奢侈品価格を低下させる、(iv) 貨幣賃金を低下させる、という諸結果をもたらすことが、同じ手順によって確かめられるであろう。
- 14) *Ibid.*, pp. 243–244.
- 15) *Ibid.*, pp. 205–206.
- 16) *Ibid.*, p. 205.
- 17) Ibid., p. 215.
- 18) 賃金率や利潤率の変化が相対価格体系に与える影響の不確定性については、たとえば、Pasinetti (1977) 第V章第5節を見よ。
- 19) われわれは、(2) を仮定するかわりに、スラッファによって発見された「標準商品」をニューメレール商品とすることによって その場合、相対価格体系は賃金・利潤のいかなる分配関係の変化によっても影響されない 賃金所得税に関する問題を一掃することができる。
- 20) Ricardo (1817) p. 173.
- 21) *Ibid.*, p. 181.
- 22) 原生産物税,十分の一税,原生産物生産者の利潤所得税が,貨幣地代と穀物地 代に与える影響に関するリカードの数値例については,それぞれ、*Ibid.*,pp.

157-158, pp. 177-178, pp. 211-212 を見よ。

- 23) 本節の議論は、結果を簡潔に提示するために、税の増加ではなく税の新規導入という仮定がおかれている。この場合、(1) 式や(1) において、 $t_2$ =0 とおくことができる。このような仮定は議論の本質を何ら変更するものではない。注12) を見よ。
- 24) 十分の一税のように物納の形態をとる租税の場合は、この限りではない。なぜなら、税引後の売上額は、60で示される額ではなく、

 $(p_2^* + \Delta p_2^*)Q_i - \Delta t_2(p_2^* + \Delta p_2^*)Q_i$ 

となるからである。したがって貨幣地代は.

 $(1 - \Delta t_2)(p_2^* + \Delta p_2^*)(Q_i - Q_k)$ 

となる。この場合,貨幣地代が課税の導入によっても変化しないための条件は,  $\Delta p_2^*=\Delta t_2\cdot p_2^*/(1-\Delta t_2)$  である。また,穀物地代は  $(1-\Delta t_2)(Q_i-Q_k)$  に減少する。

- 25) Eagly (1983) のモデルは、原生産物をニューメレール商品にとったため、貨幣地代と穀物地代を区別することができず、原生産物課税によって地代の実質購買力は増大するというリカードとは異なった結論を導いてしまったのである。 *Ibid.*, p. 220 を見よ。
- 26) リカードの数値例では、物納による課税が仮定されている。その場合、徴収額は、 $(p_2^* + \Delta p_2^*)q$  になるであろう。しかしながら、このことは、(3) や(3) の結果を何ら変更させるものではない。注24)と合わせて考えると、われわれは、次のような興味深い結論を得ることになる。すなわち、土地生産性に比例して課せられる租税の場合、それが単位生産量あたり一定の生産物(またはそれに相当する貨幣)を徴収する税なのか、それとも一定額の貨幣を徴収する税であるのかによって、課税後の貨幣地代と穀物地代に異なった結果をもたらす。これに対して、土地生産性にかかわりなく課せられる固定的な租税の場合、それがどちらの方法によって徴収されようとも、課税後の貨幣地代と穀物地代の値になんら影響しないのである。
- 27) Ricardo (1817), p. 213.
- 28) Seligman (1927), p. 147 を見よ。セリグマンは、完全競争や資本の部門間移動などの極端に抽象的な前提の上にうちたてられた、スミスやリカードの課税転嫁説を、批判的な意味をこめて、"The absolute theory"と呼んだのであった。 *Ibid.*, pp. 143-151 を見よ。
- 29) Ricardo (1817), pp. 151-152.

#### 参考文献

- Eagly, R. V. (1983) "Tax Incidence in Ricardian Analysis", Public Finance, Vol. 38, No. 2.
- 菱山泉(1979)『リカード』, 日本経済新聞社。
- Kuroki, R. (1985) "The Equalization of the Rate of Profit: Reconsidered", in Semmler W. ed. Competition, Instability, and Nonlinear Cycles, Lecture Notes in Economics and Mathematical Systems, Vol. 275, Springer-Verlag, New York.
- Pasinetti, L. L. (1960) "A Mathematical Formulation of the Ricardian System", Review of Economic Studies, Vol. 27, February.
- ----(1977) Lectures on the Theory of Production, Columbia University Press, New York, (パシネッティ『生産理論』,菱山泉/山下博/山谷恵俊/瀬地山敏訳, 東洋経済新報社, 1979年).
- Ricardo, D. (1817) On the Principles of Political Economy and Taxation, 1st edn, London, 2nd edn, 1819, 3rd edn, 1821, (リカード『経済学および課税の原理』, 羽鳥卓也/吉澤芳樹訳, 岩波書店, 1987年), Reprinted in Vol. I of Sraffa ed. (1951-73), (スラッファ編『リカード全集』第Ⅰ巻『経済学および課税の原理』, 堀経夫訳, 雄松堂書店, 1972年)。
- Seligman, E. R. A. (1927) The Shifting and Incidence of Taxation, Fifth Edn, Reprinted 1969 by A. M. Kelly, New York.
- Shoup, C. S. (1960) Ricardo on Taxation, Columbia University press, New York.
- Sraffa, P. ed. (1951-1973) The Works and Correspondence of David Ricardo, 10 vols., Cambridge: University Press, (スラッファ編『リカード全集』堀経夫/中野正他訳, 雄松堂書店, 1969-1978年)。
- —— (1960) Production of Commodities by Means of Commodities, Cambridge: University Press, (スラッファ『商品による商品の生産』, 菱山泉/山下博訳, 有斐閣, 1962年)。
- 高増明(1983)「ネオ・リカード派の地代理論」,『経済論叢』,第123巻,第3・4号。